

震災遺構に対する宮城県の基本的考え方について

1 背景・目的

国の復興推進委員会の中間報告（H24.9.28）において、「災害の記録と伝承」の重要性が訴えられたが、記録の対象範囲や保存のあり方等、アーカイブに係る基本的な概念について明確化されておらず、早急に検討すべき事項として指摘された。

特に、多くの人命が失われた震災遺構の保存のあり方について、関係者が受け入れられるよう解決策が求められている。

県としては、国の復興調整費により「東日本大震災復興祈念プロジェクト調査研究事業」に取り組み、その成果等を踏まえて、震災遺構に関する現段階での考え方を取りまとめ、以下に基本的考え方を整理したものである。

2 震災遺構の保存に対する県の基本的考え方

- (1) 震災遺構の保存については、所在市町の財政負担が伴うことやまちづくりの視点から、住民の意向が重要であり、市町の責任において十分議論を尽くした上で、保存と活用方法を決定することが前提である。
- (2) 震災遺構の保存・維持に関して国に支援を要望しているものの、継続的な財政支援の見通しがいいことから、市町が将来にわたって維持管理できる施設が保存の対象となる。
- (3) 現地での保存の目安
 - ①人命を守った建物
 - ②防災上の反省を後世に伝えるべき建物
 - ③後世に伝承すべきメッセージ性がある建物等

- ④活用方針が決定している建物等（防災教育の拠点等）
 - ⑤安全性を確保するため、市町が修繕・補修ができる建物等
 - ⑥市町が将来にわたって維持管理を行うことができる建物等
 - ⑦復興やまちづくりに支障をきたさない建物等

※①から③のいずれかの建物等で、④から⑦のすべてを満たす建物等が保存の目安となる。

(4) 保存の方法

- ①完全な形での現地保存
- ②移築した上での保存
- ③遺構の一部をメモリアルとして復興祈念公園等で保存
- ④解体するが記録として保存し、アーカイブで伝える等

3 県等の関与

- (1) 住民の合意形成や震災遺構の保存に関する基礎調査等については、「市町村振興総合補助金」の交付によって支援する。
- (2) 保存を決定した震災遺構については、遺構間のネットワークの形成、防災学習やフィールド体験学習などの面で必要な支援を行っていく。また、国に整備を要望している震災津波博物館が実現した段階で、博物館における展示機能や防災啓発機能等とのさらなる連携を強化していく。
- (3) 市町が復興祈念公園を整備する中で震災遺構を保存する場合は、保存に要する費用（維持管理費を除く）を復興交付金で対応できるように、国に要望していくとともに、保存計画の作成に対し支援する。

東日本大震災復興祈念プロジェクト調査研究事業における震災遺構の位置付け

